

社会福祉法人依田窪福祉会
依田窪特別養護老人ホーム短期入所生活介護事業運営規程
(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護)

制定:平成12年4月1日
最終更新:令和8年4月1日

(目的)

第1条 社会福祉法人依田窪福祉会の開設する、依田窪特別養護老人ホーム短期生活介護事業(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、事業所の嘱託医師その他の従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援の状態)にある高齢者(次条において「要介護状態等」という。)に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供するサービスは、老人福祉法、介護保険法並びに関係する厚生労働省、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 事業所の従業者は、その利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、その要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、または地域の保健・医療・福祉サービス(以下「保健医療サービス等」という。)との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 名称 依田窪特別養護老人ホーム
短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業
- (2) 所在地 長野県上田市下武石776-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所におく従業者の職種、員数及び職務内容はつぎのとおりとする。

- (1) 管理者 1名(依田窪特別養護老人ホームの事業所長)
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上(依田窪特別養護老人ホームの嘱託医師が兼務)
利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名以上(依田窪特別養護老人ホームの生活相談員が兼務)
利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護職員又は看護職員 利用者の数が依田窪特別養護老人ホームの利用者と合わせて3又はその端数を増すごとに常勤1人以上(介護職員、看護職員のうちそれぞれ1名は常勤)
利用者の生活支援及び健康保持のため適切な措置をとる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上(依田窪特別養護老人ホームの機能訓練指導員が兼務)
利用者の心身の状況に応じて、生活機能の維持及び退スライを促すための訓練を行う。
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上(依田窪特別養護老人ホームの管理栄養士が兼務)
利用者の栄養状態を把握し、個別の栄養ケア計画により健康保持のための援助を行う。
- (7) 事務職員 1名(依田窪特別養護老人ホームの事務職員が兼務)
事務職員は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に必要な事務を行う。
- (8) 介助員等 1名以上(依田窪特別養護老人ホームの介助員が兼務)
介助員等は、利用者が快適に生活できるように環境整備等を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は10名とする。(ただし、本体事業所に空きベッドがある場合は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業として利用することができる。)

(指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供方法)

第7条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス等を提供する者との密接な連携により、利用者が指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を利用している間も継続的に保健医療サービス等を利用できるよう必要な援助に努めることとする。

(利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。また、滞在に係る居室費は、多床室または従来型個室の基準費用額の支払

いを利用者から受けるものとする。ただし、負担限度額認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」に記載された金額を1日あたりの負担限度額とする。

- 2 その他費用として、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - (1) 食費 1日当たり 1,600円
(朝食 430円、昼食 600円、夕食 570円)
ただし、負担限度額認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」に記載された金額を1日あたりの負担限度額とする。
 - (2) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
実 費
 - (3) 行事食 (年 5～6回) 500円上乗せ
 - (4) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
 - (5) 理美容代 1回当たり 2,000円～3,500円(実費)
 - (6) レクリエーション、 実 費
 - (7) 複写物の交付 1件 300円
 - (8) 厚生労働省の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に契約書及び重要事項説明書を元に説明を行い、支払いについて同意を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、長和町、上田市武石地区、上田市丸子地区とする。それ以外の地域は、実費負担とする。

(介護職員の勤務体制)

第10条 介護職員の勤務体制については交代制とする。

2 夜間の介護職員の勤務については、夜勤職員として依田窪特別養護老人ホームと合わせて3名を配置する。

なお、夜勤の介護職員のほかに宿直職員(依田窪特別養護老人ホームと兼務)を配置する。

(介護)

第11条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、在宅生活への復帰を図ることを基本とし、利用者の心身の状況及び家庭環境等に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の質の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。

2 1週間に2回以上、特別浴槽を用いた入浴や、介助浴等適切な方法により入浴を実施する。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行うこととし入浴が困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努める。

3 排泄の介護に当たっては、利用者の心身の状況や排泄状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄介助等について適切な方法により実施する。

4 おむつを使用せざるを得ない利用者に対しては、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、利用者の排泄状況を踏まえて実施する。

5 前各号に定めるほか、利用者の生活面での積極性を向上させるため、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた生活の質を勘案しながら適切に行う。

(食事の提供)

第 12 条 利用者の年齢、身体的状況に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行い、食事時間は適切なものとする。なお夕食時間は午後 6 時からとする。また、病弱者に対する献立については、必要に応じた医師の指導を受けることとする。

(緊急時及び事故発生時等の対応)

第 13 条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に心身の状態の異変及び病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、嘱託医、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じる。

2 事業所は事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、ヒヤリハット又は事故報告書を作成し、その分析を通じた改善策を従業者に周知を図る。
- (3) 事故発生防止検討委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的
に開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業者に周知を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業者に対し事故発生防止のための研修(年 2 回以上)を行う。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

3 利用者に対するサービスの提供により、利用者に事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

5 利用者に対するサービスの提供により、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行い、損害賠償を行う。

(施設利用に当たっての留意事項)

第 14 条 利用者がサービスの提供を受ける際に注意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) サービスの実施および安全衛生上必要な場合は従業者が居室に立ち入り、必要な業務をすることを認めること。
- (2) 居室および共用スペースを本来の用途以外に使用しないこと。
- (3) 他の利用者や職員に対し、迷惑をかけるような宗教活動、政治活動、営利活動は行わないこと。
- (4) 施設や設備について、故意または重大な過失により簡単に修理ができないよう破壊 や破損をした場合、また、通常の使用以外の汚れがあったと判断した場合は利用者が修理するか、修理代、クリーニング代相当を支払うこと。
- (5) 飲酒に際しては、医師の指示、指定場所等を守ること。
- (6) サービスの利用料は、特別な理由がない限り期日までに支払うこと。
- (7) 入居時に、施設内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解を

- した上でサービスを受けるものとする。
- (8) 施設内に、危険物等、他の利用者の迷惑となるようなものは持ち込まないこと。
 - (9) 施設における日課に協力するとともに、他の利用者の迷惑となるような行為は行わないものとする。
 - (10) 従業者に対し性的嫌がらせ、暴言、威圧的な言動など尊厳を傷つけるハラスメント行為は行わない。また、就業環境を害する行為(カスタマーハラスメント)は行わないこと。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 2 防火管理者には事業所管理者(事業所長)をあてる。
- 3 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 4 非常災害用の設備は、2により常に有効に保持するよう努める。
- 5 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、事業所内の被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たるものとする。また、事業所を地域の避難場所としての活用することも念頭に置き、適切な対処をする。
- 6 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び消防訓練(消火・通報・避難)……………年 2 回以上
 - (2) 非常災害用設備の使用方法の徹底……………随時
- 7 前項に規定する訓練の実施には、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(事業継続計画)

第 16 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、必要な措置を次のとおり講ずる。

- (1) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練(年 2 回以上)を行う。
- (2) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 管理者は、高齢者虐待防止法(平成 17 年法律第 124 号)第 20 条に則り、サービス提供を受ける利用者からの、苦情の処理の体制の整備と、従業者による虐待の発生又はその再発を防止するため以下を講じる。

- (1) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業者に周知を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業者に対し虐待防止のための研修(年 2 回以上)を行う。
 - (3) 前 2 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講

じ、速やかにこれを市町村に報告する。

(身体的拘束等の禁止)

第 18 条 事業所はサービス提供にあたって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(車椅子やベッドに四肢あるいは上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトや Y 字型抑制帯をつける、つなぎ服等の介護衣を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を 4 本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する)は行わない。(詳細は契約書参照)また、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その内容、目的、理由(切迫性・非代替性及び一時性の 3 つの要件をすべて満たすこと)、拘束の時間、経過観察、検討内容等の記録をするものとする。

2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に(3 か月に 1 回以上)開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業員に周知を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業員に対し身体的拘束等の適正化のための研修(年 2 回以上)を行う。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理)

第 19 条 利用者の使用する事業所、備品、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品及び医療機器の管理も適正に行う。

2 事業所は感染症の発生や感染症が蔓延しないよう、必要な措置を次のとおり講じる。

- (1) 感染症・食中毒予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 感染症対策委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業員に対し感染症・食中毒予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を(年 2 回以上)行う。
- (3) 前 2 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(個人情報保護)

第 20 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第 21 条 提供したサービスに関する利用者からの意見、要望、また苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする

(別紙 3)

2 前項の実施方法については別途定める。

- 3 提供したサービスに関して、事業者は介護保険法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規程による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメント等の対応)

第 22 条 施設は入所者又は身元引受人、家族関係者等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為(以下「カスタマーハラスメント」という。)また、性的なことばや行為、性的な意図を持つ言動(以下「セクシャルハラスメント」という。)について、職員の安全及び尊厳を確保し適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。

- (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- (3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
- (4) 無断で写真・動画撮影、録音等を行うこと。またそれらをインターネット等へ掲載すること。
- (5) その他、職員の就業環境を著しく害する行為

3 1項に定められたセクシャルハラスメントは次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。

- (1) 性的な話をしたり卑猥な言動をしたりする
- (2) 不必要に職員の身体に触れる。

4 施設は、従業者が安心して相談できる窓口体制、対応マニュアルを整備し、職員研修を行う。

5 施設は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

6 ハラスメントが継続し、または著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、入所者又は身元引受人、家族関係者等と協議を行うことがある。

(記録の整備)

第 23 条 事業所は次の各項に掲げる記録を整備するものとする。

- 2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
- 3 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する記録はその完結の日から2年間保存する。
 - (1) 短期入所生活介護計画書または介護予防短期入所生活介護計画書
 - (2) 提供した個々の指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る記録

- 4 苦情 事故・身体拘束等に関する記録は 5 年間保管するものとする。
- 5 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合の市町村への通知
 - (1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(入所者の安全並びにサービスの質の確保等)

第 24 条 施設は、業務の効率化、サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全ならびにサービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に開催するものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第 25 条 事業所は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 月1回以上(研修体系、研修計画による)
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、あらゆるハラスメント行為を防止するための措置を講じ、健全かつ安全な職場環境の確保に努めるものとする。
 - (1) 従業者はハラスメント防止に関する法人の指針に従い、互いの人格と尊厳を尊重し健全な職場環境の維持に協力する。
 - (2) ハラスメントに該当するおそれのある事案が発生した場合には、内容及び状況を把握し迅速に対応方針を定め、従業者の保護を最優先として必要な措置を実施する。
 - (3) ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談者および関係者のプライバシー保護に十分配慮しつつ適正な対応を行う。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人依田窪福祉会の理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. 第8条(利用料等)2(3)の規程適用については、平成27年8月1日からとする。

2. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8年4月1日から施行する。